

公益社団法人 都城青年会議所 会員資格規程

第1条 (目 的)

本規程は公益社団法人都城青年会議所定款に基づき本会議所会員資格に関する事項を規定する。

第2条 (新会員加入審議に関する事項)

入会の申込み正会員2名以上の推薦を必要とする。ただし、入会を希望する者は原則として3年以上在籍可能な者とする。推薦者は所定の様式に従い本人との関係、推薦理由を記し、理事長宛提出する。

2. 総務担当委員長は申込書を審査し、同委員会の意見をとりまとめ、理事会に提出しなければならない。
3. 推薦者は理事会に出席もしくは理事に委託し、入会希望者についての諮問に応じなければならない。入会を希望する者は、理事会で仮承認を受けたのち、総会又は例会1回及び総務担当委員会の主催するオリエンテーション1回並びに委員会2回の会議に出席しなければならない。
4. 理事会は総務担当委員会の意見を参考にして、入会の可否を決定する。
5. 入会を承認された新入会員は、入会金を納入した上、例会において入会承認証並びに会員証を交付される。

第3条 (会費納入に関する事項)

本会議所の会費及び納入期限を次のとおりとする。

正会員の年額については理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。納入期限については1月末迄とする。(ただし、年2回の分納を認める。分納の場合は、1月末日までを第1期とし、年額の50%、5月末日までを第2期とし年額の50%とする)

特別会員 終身会費 30,000円

賛助会員 年額1口 10,000円

毎事業年度上半期中

第4条 (会員資格に関する事項)

定款第13条第6号により、所定の期日までに会費を納入しなかった場合には、直ちに督促状を発送するものとする。発送後10日間を経過しても何等回答無い時は、更に退会勧告状を発送し、発送後10日間猶予を設けて、何等回答無い時は、その資格を失うものとする。

2. 正会員は本会議所が主催する例会に3回連続欠席した場合は、直ちに出席督促状を発送し、発送後10日間を経過し

ても何等回答無い時は、定款第15条第1項第1号の規定により総会の決議によって除名することができる。

- (1) 欠席する場合は、所定の文書により届出るものとする。出席の回数は、年間例会数の50%を越えない時は、定款第15条第1項第1号の規定により総会の決議によって除名することができる。
 - (2) 新入会員は当初、6ヶ月間の例会及び委員会における出席がそれぞれ60%を越えない時、企業代表者の同意書を提出しない時は、定款第15条第1項第1号の規定により総会の決議によって除名することができる。
 - (3) 全国会員大会等、総務担当委員会が認める行事に参加した場合は、それぞれ1回の例会出席に代えることができる。
 - (4) 例会当日、当青年会議所の理事長が認めた公務で出張した場合は、例会出席とみなす。
 - (5) 例会当日後60日以内に他青年会議所の例会に出席し、所定の書類を持ち帰った時、又は総務担当委員会が認める行事に参加した場合はアテンダンスを認める。
3. 定款第16条により、長期に亘る病気、もしくはその他の理由により、長期欠席を余儀なくされる時は、休会届けを提出し、理事会の承認を得なければならない。休会が1年以上に及んだ時は、一時退会勧告する。

第5条（特別会員に関する事項）

正会員にして年令40才に達した者はその年度末において、自動的に本会議所を退会するものとする。ただし、この場合には、その会員はすべて特別会員になる資格を持つ。

2. 前事項以外に特別会員の申し込みをなすことはできない。
3. 特別会員とならんとする会員は、正会員として所属する年度末までに理事会に申込書を提出し、承認される。
4. 特別会員は役員その他の選挙資格及び被選挙資格はなく、また議決権を有しない。ただし、例会委員会等において意見を述べることはできる。理事会の諮問ある場合に限り本会の運営に関する意見を具申することができる。
5. 特別会員は、例会等に出席することができる。

第6条（賛助会員に関する事項）

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人、又は団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

2. 賛助会員を希望するものは、賛助会員申込書を理事長に提出する。
3. 賛助会員は役員その他の選挙資格及び被選挙資格はな

く、また議決権を有しない。

4. 賛助会員は会費年額1口10,000円を納入し、例会等に出席することができる。

附 則

第7条

本規程に定めない事項に関しては、すべて理事会において決定する。

本規程は平成24年4月1日より実施する。